

青森県報

第二千四百九十八号

平成十七年
七月四日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	………	(高 齢 福 祉 保 険 課 課 員)	… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	………	(同)	… 一
公 告	………		
建設業者の許可の取消し	………	(弘 前 県 土 整 備 事 務 所)	… 二
右 同	………	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所)	… 二
右 同	………	(同)	… 二
出先機関	………		
土地改良区の役員の就任及び退任	………	(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	… 三
青森県立海洋学院の短期研修	………	(海 洋 学 院)	… 三
教育委員会	………		
実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令	………	(学 校 施 設 課)	… 四
監査委員	………		
包括外部監査結果に対する措置の公表	………	(事 務 局)	… 四

告 示

青森県告示第五百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称 住所 主たる事務所 所在地又は 住居	居宅サービスの種類		名称	所在地	指 定 年 月 日
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業所			
医療法人恵仁会	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	痴呆対応型共同生活介護	三戸郡田子町大字田子字風張二〇の二一	慈花苑・けやき荘	三戸郡田子町大字田子字風張二〇の二一	平成十七年六月十四日
有限会社ファミリアライフ	八戸市南類家三丁目一の一	福祉用具貸与	八戸市南類家三丁目一の一	有限会社ファミリアライフ	八戸市南類家三丁目一の一	"

青森県告示第五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一項の規定により公示する。

平成十七年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日 定
有限会社ベース	八戸市高州二丁目五の一四	ケアプラスセンター ピアス白銀支所	八戸市大字白銀町字堀ノ外一八の三	平成 一七・六 二四	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ロック宅建事務所
 - 二 代表者の氏名 山口 正一
 - 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浜町六三の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一二二六〇号
 - 五 取消年月日 平成十七年六月二十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十七年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社谷島電気
- 二 代表者の氏名 谷島 金一
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字藤島字小山三五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第七五五八号
- 五 取消年月日 平成十七年六月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 沼栄工業
- 二 氏名 沼端 一彦
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡百石町字後谷地三八の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一四三三号
- 五 取消年月日 平成十七年六月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年七月四日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	夏坂 政雄	三戸郡福地村大字苫米地字観音平二六の一	平成 一六・五・一就任
"	高橋 房人	大字小泉字上館野九	"
"	夏堀 敏	大字苫米地字大在家五の一	"
"	庭田 正男	" 字明戸一八	"
"	川井 祐一	大字福田字町中九	"
"	藤田 博康	" " 一四	"
"	久保田泰三	名川町大字森越字町小路一三	"
"	川井 健雄	福地村大字福田字西久根四三の一	"
"	庭田 正人	大字苫米地字後小路六	"
"	島守 正	大字高橋字鳥居後一八の一	"
"	庭田 英世	大字苫米地字後小路一	"
"	夏堀 徹	" 字白山堂二四の〇	"
"	夏堀 義雄	" 字町中二六	"
"	滝田 彦作	大字片岸字片岸四一	"
"	八木田 実	大字苫米地字沼廻八二	"
"	源波 宮治	大字福田字館先一九の一	"
"	川守田 亮	大字苫米地字明戸二二	"
"	夏堀 文雄	" 字下宿一七	"
"	高橋 勝敏	大字高橋字中道二二	"
"	夏坂嘉太郎	大字福田字山道一五	"

理 事	夏坂 政雄	苫米地春美	高橋 義道	夏堀 敏	滝田 石男	中川原好明	夏堀 徹	高橋 房人	庭田 正人	庭田 英世	庭田 正男	川守田 亮	高橋 鉄雄
"	大字苫米地字観音平二六の一	" 字大在家一四	大字高橋字高橋二〇	大字苫米地字大在家五の一	大字片岸字片岸四七	" " 四六	大字苫米地字白山堂二四の〇	大字小泉字上館野九	大字苫米地字後小路六	" " 一	字明戸一八	字下宿一七	字明戸二二
"	大字小泉字内上平二八の二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	一六・五・三退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県立海洋学院告示第一号

青森県立海洋学院条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十一号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年七月四日

青森県立海洋学院院长 小 倉 大二郎

課 程	期 間	受 講 者 の 定 員	受 講 対 象 者	摘 要
船員資格取得研修	平成十七年十月二十六日から 同月二十八日まで	二十人	漁業に従事 している者 又は漁業を 志す者	第二級海上 特殊無線技 士
担い手生涯 教育研修	平成十八年二月十四日から同 月十七日まで 平成十七年七月二十一日から 同月二十二日まで	二十人 二十人	漁業に従事 している者 又は漁業を 志す者	二級小型船 舶操縦士 FRP材補 修技術 結索技術
	平成十八年一月十七日から 同月十八日まで	二十人		

教育委員会

青森県教育委員会訓令第十四号

行 内 一 般
県立八戸水産高等学校

乗組船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年七月四日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

乗組船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

乗組船の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和四十五年四月青森県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「一、一五五円」を「一、一五〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一、一三〇円」を「一、一五円」に「一、四六〇円」を「一、四四〇円」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

監 査 委 員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成14年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成17年7月4日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 滝 沢 求
同 平 山 誠 敏

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
青森県立図書館	人件費の経済性・効率性の改善	県立図書館の業務のほとんどが県職員により運営されているが、県職員の平均年齢が高い結果、図書館の平均人件費を相当高額なものにしていることから、比較的熟練の必要のない定型業務等を民間委託することにより、人件費の経済性・効率性改善の検討をすべきである。	人件費の縮減について検討を行った結果、次のような人員削減計画により、平成17年度から平成19年度までの3カ年で5名の職員を減員し、人件費の削減を図っていくこととした。 カウンター業務及び選書・受入・書架整理業務等の一部を非常勤職員に切替える。（平成17年度、平成19年度） 市町村立図書館等に対する一括貸出及び県内外図書館等との相互貸借等の一部を非常勤職員に切替える。（平成18年度） 隣接施設（総合社会教育センター）と共通する職員給与・旅費、施設設備の維持管理等の総務事務の共同処理により職員を減員する。（平成18年度）
県立図書館の運営コスト		県立図書館における図書購入費、運営人件費、建物償却費などの運営コ	運営コストの縮減は、県立図書館運営の重要な課題と受け止め、経費削

ストからすれば、訪問利用者1人当たりのコストは2,047円と算出されるが、それが妥当かどうか情報を開示し、納税者の評価を仰ぎたい。

減と利用者増の検討を行ってきたところであり、平成16年度から図書館利用の増を図るため、月曜開館、インターネット及び携帯電話から貸出申込みできるシステムと配送サービスの導入、相互貸借における物流方法の改善、図書セット一括貸出サービスの導入、を実施した結果、平成13年度に2,047円だった訪問利用者1人当たりのコストが平成16年度には1,604円に下がっている。

引き続き、経費削減と利用者増を図っていくこととする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭